

第9章 水道等給水施設に関する基準

1 水道施設に関する法規定

法第33条第1項

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

2 給配水施設の計画

開発区域内における給配水施設の規模並びに配置の設定は、当該開発区域の規模、地形及び予定建築物の用途により定めなければならない。なお、住宅市街地の開発にあつては、開発区域の規模、予定建築物等の配置計画に基づいて設定することとなる計画戸数、人口並びに人口密度により定めなければならない。

3 給配水施設の設計基準と適合の判断

(1) 法第33条第1項第4号の基準は、水道法及び同法施行規則に定めるもののほか、下記に準拠することとし、その優先順位は(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の順とする。

(ア) 野洲市給水装置工事設計指針（野洲市水道事業所発行）

(イ) 給水装置工事の手引き（厚生労働省生活衛生局水道環境部水道整備課監修）

(ウ) 水道施設設計指針（日本水道協会発刊）

(エ) 建築基準法及び同法施行規則

(2) 給配水施設は、(1)の基準に適合し、かつ水道事業所と協議が整っている（協議書の交付）ことをもって、基準を満たしているものとする。

(3) 専用水道を布設する場合は、水道法及び関係法令等の基準に適合し、かつ専用水道担当課と協議が整っている（確認通知の交付）ことをもって、基準を満たしているものとする。

4 給配水施設の設計における留意点

給配水施設の設計は、次の事項を勘案して、当該開発区域及び周辺地域に対して、想定される給水需要に支障をきたさないよう下記のことに留意すること。

(1) 開発区域の規模、形状、周辺状況（需要総量、管配置、引込み点、給配水施設等）

(2) 開発区域の地形、地盤の性質（給配水施設の位置、配管材料、構造等）

(3) 予定建築物の用途（需要量）

(4) 予定建築物の敷地の規模及び配置（需要量、敷地規模と建築規模、配管設計）

なお、特に受水槽を必要とする場合は次の基準によること。

(ア) 住宅開発で受水槽を設置する場合

一戸建て住宅は1世帯当たりの計画人口を3.5人、また共同住宅は1世帯当たりの計画人口を3人とし、一人当たりの最大使用水量を350ℓ/日として次式により受水槽容量を算出すること。なお、給水管の口径の設定は、当該受水槽を3時間で満水にできるものとする。

$$\text{戸数} \times 3.5 \text{人 or } 3 \text{人} \times 350 \text{ℓ/日} \cdot \text{人} \times 12/24 \text{時間}$$

ただし、ワンルーム形式共同住宅は1戸当たりの最大使用水量を500ℓ/日として次式により受水槽容量を算出すること。

$$\text{戸数} \times 500 \text{ ℓ/日} \cdot \text{戸} \times 12/24 \text{ 時間}$$

(4) その他の用途で受水槽を設置する場合

必要水量が明確になった時点において、一日の最大使用水量の1/2（12時間分）を計画し、別途市水道事業所と協議を行うこと。

(5) 給水管の道路占用について、占用する道路が、私道であれば権利者の土地使用承諾書を、市道等の公共道路であれば事前に道路管理者と協議をし、道路管理者の了承を得、その協議内容について、水道事業所に提出または報告すること。

(6) 給水装置工事は、野洲市指定給水装置工事事業者に施工させること。

(7) 給配水に必要な費用等（設計委託料を含む。）は、すべて開発事業者の負担とすること。

(8) 給水装置工事の申込から工事承認までには相応の時間を要するため、早期に水道事業所と協議・調整をし、工事着手まで十分な時間的余裕を持つこと。

特に、国道、県道及び河川を占用する場合には、許可までに1ヶ月程度の期間を要するため、留意すること。

5 給配水施設の維持管理

(1) 給配水施設の内、本管から量水器まで（量水器を含む。）の施設の維持管理については市水道事業所が行い、量水器から末端給水器具までの施設及び量水器箱の維持管理については設置者が行うこととする。

ただし、直圧給水を行う共同住宅等で1本の給水管に複数の量水器が設置される場合には、敷地境界の民地の内側に設置した弁栓まで（弁栓および弁栓ボックスを含む。）の施設の維持管理については市水道事業所が行い、当該弁栓から末端給水器具までの施設の維持管理については設置者が行うこととする。

なお、弁栓が設置されていない場合は、敷地境界から1m以内を市水道事業所の維持管理区域とし、1mを超える部分は設置者の維持管理区域とする。

(2) 量水器については、検針ならびに交換の作業が円滑に行えるよう配慮し、その後の保守管理についても留意して設置すること。（量水器および（1）ただし書きの弁栓は、敷地境界から1m以内の位置に設置すること。）

(3) 受水槽を設置する場合は、水道法に規定する簡易専用水道等としての制限を受け、設置届等の手続が必要となるため、簡易専用水道等担当課と事前に協議すること。

(4) 受水槽ならびにすべての水道施設の維持管理については、緊急時に連絡の取れる市指定給水装置工事事業者を選定すること。

6 その他

(1) 給配水施設工事申込の際には、新規加入金および設計審査手数料を納付のこと。

(2) 給配水施設工事申込の際には、開発事業事前協議事項確認書（協議書）の写しを添付すること。

(3) 給配水施設工事申込の際に、野洲市水道事業所がその他提出を求める書類等がある場合、協力すること。